（成形機等による危険の防止）

第百三十条の九　事業者は、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機に労働者が身体の一部を挟まれること等により当該労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い等を設けなければならない。

第百四十二条第一項中「及び」を「又は」に改め、「混合機」の下に「（第百三十条の五第一項の機械を除く。）」を加え、「ふた」を「蓋」に、「さく」を「柵」に改め、「（令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「ふた」を「蓋」に改め、同条第三項中「安全帯その他の命綱（以下「安全帯等」という。）」を「安全帯等」に改める。

第百四十三条第一項中「混合機（」の下に「第百三十条の五第一項の機械及び」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第百四十七条第一項中「本章第四節に規定する」を「第百三十条の九及び本章第四節の」に、「はさまれる」を「挟まれる」に改める。

第百五十三条中「ブレーカ」を「解体用機械」に改める。

第二編第二章第一節中第一款を第一款の二とし、同節に第一款として次の一款を加える。

第一款　総則

（定義等）

第百五十一条の八十四　この節において解体用機械とは、令別表第七第六号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。

2　令別表第七第六号2の厚生労働省令で定める機械は、次のとおりとする。

一　鉄骨切断機

二　コンクリート圧砕機

三　解体用つかみ機

第百五十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（転落等の防止等）」を付し、同条中「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百五十七条の二　事業者は、路肩、傾斜地等であつて、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

第百六十五条中「及び取りはずし」を「又は取り外し」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「安全ブロック等」の下に「及び第百六十六条の二第一項に規定する架台」を加え、第二編第二章第一節第二款中第百六十六条の次に次の三条を加える。

（アタッチメントの倒壊等による危険の防止）

第百六十六条の二　事業者は、車両系建設機械のアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行うときはアタッチメントが倒壊すること等による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に架台を使用させなければならない。

2　前項の作業に従事する労働者は、同項の架台を使用しなければならない。

（アタッチメントの装着の制限）

第百六十六条の三　事業者は、車両系建設機械にその構造上定められた重量を超えるアタッチメントを装着してはならない。

（アタッチメントの重量の表示等）

第百六十六条の四　事業者は、車両系建設機械のアタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量（バケット、ジッパー等を装着したときは、当該バケット、ジッパー等の容量又は最大積載重量を含む。以下この条において同じ。）を表示し、又は当該車両系建設機械に運転者がアタッチメントの重量を容易に確認できる書面を備え付けなければならない。

第百六十八条第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に、「こえる」を「超える」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第百七十一条の四の特定解体用機械にあつては、逆止め弁、警報装置等の異常の有無

第百六十八条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第二編第二章第一節第五款の款名を「解体用機械」に改める。

第百七十一条の四の見出しを「（立入禁止等）」に改め、同条中「ブレーカ」を「解体用機械」に改め、「工作物の解体若しくは破壊の作業（令第六条第十五号の五の作業を除く。）又はコンクリート、岩石等の破砕の」を削り、「措置」の下に「（令第六条第十五号の二、第十五号の三及び第十五号の五の作業にあつては、第二号の措置を除く。）」を加え、同条第一号を次のように改める。

一　物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に運転者以外の労働者を立ち入らせないこと。

第二編第二章第一節第五款中第百七十一条の四を第百七十一条の六とし、同条の前に次の見出し及び二条を加える。

（使用の禁止）

第百七十一条の四　事業者は、路肩、傾斜地等であつて、ブーム及びアームの長さの合計が十二メートル以上である解体用機械（以下この条において「特定解体用機械」という。）の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのある場所においては、特定解体用機械を用いて作業を行つてはならない。ただし、当該場所において、地形、地質の状態等に応じた当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

第百七十一条の五　事業者は、物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれのあるときは、運転室を有しない解体用機械を用いて作業を行つてはならない。ただし、物体の飛来等の状況に応じた当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号に掲げる建設機械の運転の業務の項中「第六号」を「第六号1」に改め、同項の次に次のように加える。

令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号2に掲げる建設機械の運転の業務	一　車両系建設機械（解体用）運転技能講習（平成二十五年七月一日以後に開始されたものに限る。）を修了した者 二　その他厚生労働大臣が定める者

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第一款　構造（第百五十二条・第百五十三条）」を「第一款　総則（第百五十一条の八十四）　構造（第百五十二条・第百五十三条）」に改める部分及び「第五款　ブレーカ（第百七十一条の四）」を「第五款　解体用機械（第百七十一条の四―第百七十一条の六）」に改める部分に限る。）、第二編第二章第一節の改正規定及び別表第三の改正規定は、平成二十五年七月一日から施行する。

（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の労働安全衛生規則（次条において「新安衛則」という。）第百五十一条の八十四第二項各号に掲げる機械であって、平成二十五年七月一日において現に製造しているもの又は現に存するものについては、労働安全衛生法（次条において「法」という。）第四十二条の規定は、適用しない。

（就業制限に関する経過措置）

第三条　事業者は、新安衛則第百五十一条の八十四第二項各号に掲げる機械の運転の業務については、新安衛則第四十一条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

一　平成二十五年七月一日前に、この省令による改正前の労働安全衛生規則の規定により行われた車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者であって、平成二十七年六月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したもの

二　平成二十五年七月一日において現に当該業務に従事し、かつ、当該業務に六月以上従事した経験を有する者であって、平成二十七年六月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したもの